

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた、行事・会議等の開催及び公共施設の開館等  
に関する基本方針

【滝上町：12月11日改正】

滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部

北海道は新型コロナウイルス感染症の「集中対策期間」を令和3年1月15日まで延長し、札幌市を対象に北海道独自の警戒ステージ4に相当する強い措置を講じることとし、北海道全域に対し、感染リスクを回避することができない場合は、札幌市との不要不急の往来を控えるなどの要請を継続していることから、本町における「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた、行事・会議等の開催及び公共施設の開館等に関する基本方針」を以下のとおり改正する。

### 1. 町主催の行事・会議等の開催について（期間の変更）

- (1) 北海道の要請(感染リスクを回避できない場合、札幌市との不要不急の往来を控える)を受け、12月25日まで札幌市から講師を招く行事や出席を依頼する会議等は、可能な限りオンラインを活用した方法で実施する。オンラインを活用した実施が困難な場合には、実施の延期を検討し、やむを得ず開催する場合は感染予防策を徹底したうえで開催すること。
- (2) 町が主催する屋内外の行事・会議等は、「滝上町公共施設の再開に向けた感染防止対策の指針（令和2年11月17日改訂）」※のⅡ－1（3つの「密」の防止を徹底的に避けるための取組）、Ⅱ－2（飛沫感染、接触感染の防止）、Ⅱ－4（施設利用者への協力依頼の徹底を図る）、Ⅲ（施設利用者へお願いする事項）を参照とした感染防止対策を講じたうえで開催可能とする。
- (3) 行事・会議等を開催する所管課においては、開催計画を起案する際に、感染防止対策を記述して共有を図ること。
- (4) 感染防止対策を講じることが困難な状況にある場合は、中止・延期とすること。
- (5) 行事・会議等を開催する場合、開催周知案内文書に次の内容を記載したうえで送付すること。
  - ① 発熱、咳などの風邪症状がある方の参加、出席を自粛する要請内容。
  - ② 症状がない方についても、マスク着用を求める内容。
  - ③ 必要に応じて、施設内（室）の利用人数制限を設ける可能性がある内容。

### 2. 公共施設の開館について（継続）

- (1) 町内全ての町公共施設を利用可能とする。
- (2) 開館にあたり、施設管理者及び施設利用者は、「滝上町公共施設の再開に向けた感染防止対策の指針（令和2年11月17日改訂）」※の取組を徹底すること。

### 3. 札幌市との往来について（期間の変更）

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、12月25日まで、感染リスクを回避できない場合は札幌市への不要不急の往来を控えるよう町民各位へ協力を求める。

### 4. その他（継続）

今後も国、道の方針や感染者の状況を考慮しながら、滝上町新型コロナウイルス感染症対策本部会議において基本方針を適宜改正する。

※「滝上町公共施設の再開に向けた感染防止対策の指針（令和2年11月17日改訂）」は、本町ホームページにてご確認いただけます。